

(仮訳)

## G 7 貿易大臣声明

大阪・堺、2023年10月29日

我々、G 7 貿易大臣は、4月4日の我々の前回の会合及びG 7 広島サミットの成果に立脚して、共通の課題への対応における我々の協力を再確認し、更に強化するため、10月28日及び29日に大阪・堺で一堂に会した。ロシアによるウクライナに対する侵略戦争、長きにわたる非市場的な政策及び慣行、長期的な構造変化を含め、我々が4月に取り組んだ課題は継続している。我々は、法の支配に基づく自由で公正な貿易体制を維持し、経済的強靱性及び経済安全保障を強化することにより、国際的な貿易関係における公正な競争の根本的な必要性に留意しつつ、これらの課題に対処する我々の取組を倍加する。

我々は、ロシアによるウクライナに対する残虐で、いわれのない、不当かつ違法な侵略戦争を引き続き可能な限り最も強い言葉で非難する。我々は、広島サミットにおける、ウクライナの復旧ニーズに対処するとのG 7 首脳のコミットメントを想起し、貿易を通じてウクライナの復興を支援するという我々の強いコミットメントを再確認した。我々はまた、ロシアによるウクライナの穀物輸出インフラの破壊及び黒海穀物イニシアティブ（BSGI）への参加を一方向的に終了する決定に遺憾の意を表明し、非難するとともに、最適なルートを通じて農産物を輸出し続けるというウクライナの権利を支持する。

我々は、来る第13回世界貿易機関（WTO）閣僚会議（MC13）において、具体的かつ野心的な成果をもたらすとの強い決意を再確認した。G 7 を超えたパートナーとの対話を通じ、我々は、国際的なパートナーとの互恵的な経済機会の拡大によって、包摂的な世界経済の成長に貢献し、また、強靱なサプライチェーンを促進するという貿易が同時に果たし得る役割を強調した。我々は、WTOを含む国際フォーラムにおいて、G 7 を超えたパートナーとの関与を引き続き強化する。

オーストラリア、チリ、インド、インドネシア及びケニアの各大臣、WTO事務局長、経済協力開発機構（OECD）事務総長並びに東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）事務総長の参加と知見に感謝する。

## W T O改革と第 1 3 回W T O閣僚会議の成功に向けた支援

我々は、全ての加盟国の利益に資するW T O改革を推進し、W T Oを中核とする、ルールに基づく、包摂的で、自由かつ公正な多角的貿易体制を維持及び強化することへの我々のコミットメントを再確認した。M C 1 3まで残り4か月となり、我々は、G 7の間及びG 7を超えたパートナーとの間の双方において、成功に向けていかに協力するかについて議論した。

5月のG 7広島首脳コミュニケに立脚して、我々は、2 0 2 4年までに全ての加盟国が利用できる完全かつ良く機能する紛争解決（D S）制度の実現を目的とした議論の実施を含め、実質的なW T O改革に向けて取り組む。我々は、M C 1 3に先立ち、更に議論を深めることにコミットする。この観点から、我々は、ジュネーブで現在進行中のプロセスを評価し、ジュネーブの各国代表に対し、引き続き建設的に関与するよう指示するとともに、他のW T O加盟国に対しても同様の対応をするよう奨励する。

我々はまた、他のW T O加盟国と協力し、国際貿易が今日直面する課題に対処するため、W T Oの審議機能を強化することにコミットする。この観点から、我々は、M C 1 3において、産業部門における貿易と国家による介入の接点について議論する専用の場を設けることに関する閣僚のコンセンサスを実現することを含め、主要課題についての取組を支持する。

加えて、我々は、W T Oの委員会及び機関の運営と透明性を改善するための議論について進行中の前進を歓迎する。

さらに、W T Oのルール策定機能を活性化するための複数国間のイニシアティブの重要な役割を認識し、我々は、電子商取引、及び開発のための投資円滑化協定のテキストに基づいた交渉の妥結を含め、共同声明イニシアティブ（J S I s）の下での進展を歓迎する。我々はまた、サービス国内規制に関する規律の認証手続の早期完了の重要性を強調する。我々は、共同声明イニシアティブの成果をW T Oの法的枠組みに取り入れることを強く支持する。

我々は、漁業補助金協定がM C 1 3までに発効する見込みであることに期待する。この目的のため、我々は、他のW T O加盟国に働きかけ、必要に応じて、この協定の受諾を奨励するとともに、過剰能力及び過剰漁獲につながる特定の形態の漁業補助金に関する規律を通じたものを含め、持続可能な開発目標ターゲット1 4. 6に沿った漁業補助金に関するより包括的な合意を達成するための追加的な規定に関する交渉の妥結に向けた進捗を

加速させることにコミットする。我々はまた、開発途上国及び後発開発途上国（LDCs）による同協定の実施を促進するためのWTO漁業資金提供メカニズムに対するG7メンバーによる貢献（総額：570万スイス・フラン）に言及する。

我々は、ジュネーブで行われている電子商取引に関する作業計画の進行中の議論を歓迎し、この取組への積極的な関与に引き続きコミットする。特に、我々は、電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムを恒久化することの重要性を再確認する。

我々は、WTOの農業に関する協定と統合的な形で農業改革を引き続き推進する。将来の危機を回避し、気候変動への適応及び緩和を含む強靱性を構築するため、必要に応じて、農業政策を改革する取組を強化し、より持続可能な農業及び食料システムにおける慣行を促進する政策に移行する必要がある。我々は、農業・食料貿易の促進を可能にするための農産品及び投入物に関する輸出規制の規律と透明性を強化すること並びにG7及び非G7メンバーそれぞれの農業生産性と持続可能性を向上させること及び開発途上国と後発開発途上国を支援することを含め、短期的、中期的及び長期的な食料安全保障を強化することにコミットする。

## 公平な競争条件の確保

我々は、広範かつ変化する非市場的政策及び慣行に関する我々の共通の懸念を再確認する。特にそれらが、グローバルな市場の支配を追求し不当に市場シェアを狙うことで、戦略的依存関係及び構造的な脆弱性を作り出すことを目的とする、包括的な戦略の不可欠な一部である場合である。これには、蔓延する不透明かつ貿易を歪曲する産業補助金、国有企業（SOEs）による市場歪曲的慣行、及びあらゆる形態の強制技術移転が含まれる。我々は、非市場的政策及び慣行に対処することもまた、経済的強靱性、そして経済安全保障を強化する上で不可欠な側面となり得ることを認識する。このような政策や慣行は、公正な国際競争、貿易及び投資を歪め、新興国及び開発途上国における産業開発に特に悪影響を与える。したがって我々は、保護主義及び市場歪曲的な慣行を抑制し、これらの不公正な貿易慣行がもたらす構造的な課題に、既存の手段の効果的な活用を通じて、また、適切な新しいツール並びにより強固な国際的なルール及び規範を構築することを通じて対処することにより、グローバルに公平な競争条件及び公正な競争を確保するための我々のコミットメントを新たにするとともに、これらの問題についての協力を継続する。

産業補助金に関し、我々は、状況によっては補助金が正当な公共政策目的を達成するた

めのツールとなり得ることを認識しつつ、現行のWTOルールと最近の状況との間のギャップ、また、一部の国々によってとられた措置の根本的な透明性の欠如を含む、非市場的政策及び慣行に関連する問題に対処する上での課題をレビューし、認識した。このギャップ分析に基づき、我々は、国家によって実質的に管理される投資ファンドを含む国有企業によって提供される不透明で貿易を歪曲する補助金に対して、WTOの補助金及び相殺措置に関する協定を含め、一層効果的に対処するための適切な手段について更なる議論を行う必要性を共有する。我々は、効果的な多数国間の補助金に関するルール、有意義な政策審議及び公正な競争の基礎としての透明性の基本的重要性を認識し、WTOにおける補助金通報及び国内において補助金プログラムに関する情報を公に入手可能とすることを通じて、透明性を確保するための全てのWTO加盟国の継続的な取組の重要性を強調する。我々は、全てのWTO加盟国による透明性義務の遵守を改善する方法を検討する用意がある。

国有企業について、我々は、特に開発途上国や後発開発途上国において、そのような企業が公共サービスの提供において有用な役割を果たし得ることを認識する。同時に、我々は、一部の国々が、国の支援を導き、また、不公正な方法で主要な工業製品を生産するために、国有企業を広範に利用していることに懸念を強めている。これは、グローバルな貿易を歪め、グローバルな市場の支配を生み出し、全ての国々、特に開発途上国や後発開発途上国の工業化目標を損なうものである。我々は、定義、商業的考慮及び透明性といった、様々な二国間及び複数国間の貿易・投資協定における国有企業の規律の主要な共通点を特定した。このような共通点と、市場歪曲的な補助金を提供する経路や現地生産を要求する手段としての国有企業の利用を含む、問題ある慣行に関する我々の共通の懸念に立脚して、我々は、国有企業が公平な競争条件に与える影響によりよく対処するために、OECD国有企業（SOE）のコーポレートガバナンス・ガイドラインの改訂作業が進行中であることを称賛する。

我々は、自立可能な技術基盤を構築し、イノベーションを強化するために、特に後発開発途上国に対し、相互に合意された条件に基づく自発的な技術移転の重要性、並びに透明で予測可能な知的財産及び投資の枠組みの必要性を認識する。我々は、技術移転が自発的かつ相互に合意された条件で行われることを確保しようとする国々との貿易及び投資関係を更に深めていく。対照的に、我々は、根本的に不公正であり、市場原則に基づく国際的な貿易体制と合致しない、強制技術移転に対して懸念を改めて表明する。我々は、このような措置は、強制的な合併事業要件、表向きは自主的な産業ガイドラインや基準、ソー

スコードやその他のビジネス機密情報の開示を要求する規制、市場アクセスと引き換えに技術移転の直接的又は間接的な要求を含む現地生産・現地調達要求を含め、明確か、非公式か不透明かを問わず様々な形態で行われていることを認識している。強制技術移転や、国家が支援又は指示する、営業秘密といった知的財産及び技術の窃取に対処するため、我々は、問題のあるルール、規制及び慣行に関する情報共有を強化するとともに、既存のツール並びに国際ルール及び規範を効果的に活用し、必要な場合は新たなルール、ツール又は規範を構築するといった取組を通じて、この分野で我々の懸念を共有する国々との協力を更に深化させていく。

### サプライチェーンの強靱性

我々は、透明性、多様性、安全性、持続可能性、信頼性からなる「強靱で信頼性のあるサプライチェーンに関する原則」の首脳による発表に続き、G7内外の信頼できるパートナー国との間で強靱なサプライチェーンネットワークを構築及び強化するために必要な行動をとることで更に団結し、全ての国々がこれらの原則を採用することを奨励し続ける。

この観点から、我々は、G7貿易大臣会合において、民間セクター及びG7を超えた政府双方のパートナーがサプライチェーンの強靱性について初めて議論したことを歓迎する。我々は、この機会を捉え、パートナーと共に、本原則の重要性を確認するとともに、幅広い関与を通じて、本原則を具現化するために更に取り組むことを確認した。我々は、新興国及び開発途上国を含め、「強靱で信頼性のあるサプライチェーン」が包摂的な成長を達成する上で主要な役割を果たし得ることを再確認する。我々は、経済的依存関係を武器化する行為を非難し、自由で、公正で、互恵的な経済及び貿易関係を基礎とし、より広い国際社会との連携を加速させることにコミットする。加えて、我々は、サプライチェーンの主要な担い手である民間セクターとの関与を強化する必要性を改めて表明する。我々は、非市場的政策及び慣行の蔓延又は威圧的な経済的措置の脅威のない、透明性のある、予測可能で、持続可能なビジネス環境が、公正かつ生産的な世界経済にとって不可欠であることに留意する。我々はまた、重要鉱物、半導体及び蓄電池などの重要物資についての「強靱で信頼性のあるサプライチェーン」の構築に向けた更なる取組の必要性を認識する。我々は、重要鉱物に関する最近の輸出管理措置に懸念をもって留意する。この点に関し、我々は、「重要鉱物セキュリティのための5ポイントプラン」を実施するとのG7気候・エネルギー・環境大臣のコミットメントを支持し、貿易制限及び市場歪曲的な行為に対処するための更なる連携を期待する。

我々はまた、「経済的強靱性及び経済安全保障に関するG7首脳声明」で示されたように、供給混乱に対処するための意思疎通のチャネルの強化、及びそれぞれのシナリオに基づくストレステストから得られたものを含めた知見とベスト・プラクティスの共有がG7メンバー間で進展していることを歓迎する。我々は、各政府による省庁横断的な関与の重要性を認識しており、このような協働の取組を更に強化する。

我々は、サプライチェーンの強靱性は単独では達成できないことを認識し、この議長国期間中に将来の行動に向けてなされた進捗に立脚して、本原則に基づく我々の連携を更に深め、「強靱で信頼性のあるサプライチェーン」の強化における我々の協調を強め、世界中の国々、特に必要としている後発開発途上国及び開発途上国の経済的な脆弱性に対処する決意を新たにする。

## 経済的威圧

我々は、他の政府による正当な主権的選択に干渉する威圧的な経済的措置及びその威嚇に関する我々の共通の懸念を改めて表明し、そのような措置の再発が拡大していることを憂慮する。我々は、「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」に貢献する我々の貿易担当官による進行中の作業を歓迎する。我々は、広島サミットにおけるG7首脳によるコミットメントに従い、本プラットフォームの作業に対する継続的支援及び本件に関する更なる進展にコミットする。

我々は、WTOを含め、経済的威圧に対処するための共同の取組を継続し、迅速な情報共有を確保し、それぞれの法制度に沿い、国際法に従った対応を、しかるべく共同で検討する。これには、我々の手段を更に検討し、サプライチェーンを分析し、経済的威圧を抑止するとともに対抗するための協力を追求し、また、お互いへの及びG7を超えたパートナーへの支援を目的として、損害を緩和する方策を検討することが含まれる。

我々は、市場原理に基づく自由で、公正で、開かれた透明性のある経済を堅持することに強くコミットしている。そのため、我々は、経済的威圧に対する企業の備えを強化するため、コミュニケーションにおける共同の取組を強化する。我々はまた、G7内外の企業が、共通の国際貿易ルールや規範に故意に違反する国々との貿易や投資を通じて、貿易関連の威圧的手段を可能にすることに意図せず寄与する可能性についての認識を高め、ビジネス上の意思決定を行う際にこの情報を考慮できるように努める。

## デジタル貿易

我々は、デジタル貿易の急速な発展を支える鍵となる「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」を促進することの重要性を再確認する。我々は、我々の「G7デジタル貿易原則」へのコミットメント、開かれたデジタル市場への支持及びデジタル保護主義に対する反対を改めて表明する。我々はまた、人工知能（AI）を含むデジタル技術の発展が、国際デジタル貿易を更に加速させるために貢献し得ることを認識する。

我々は、DFFTを促進し、開発途上国及び先進国双方の労働者、消費者及び企業がデジタル貿易の機会を活用するため、国際デジタル貿易を規律する一連の高水準のルールを確立する必要性を確認する。我々は、国際的なルール形成におけるWTO電子商取引共同声明イニシアティブ交渉の重要性を認識する。我々は、2023年末までの実質的な妥結に向けて取り組むことにコミットする。その成果は、高水準で、包摂的で、商業的に意味のあるものであるべきである。

我々は、正当化できないデータローカライゼーション措置が、企業、特に中小零細企業（MSMEs）のデータ管理コストを増加させ、サイバーセキュリティのリスクを高めることにより、越境データ流通に悪影響を及ぼすことを認識する。我々は、透明性を欠き、恣意的に課される正当化できないデータローカライゼーション措置に対処することに引き続きコミットしており、これは正当な規制目標を達成するために実施される措置とは区別されるべきである。我々は、データローカライゼーション措置を採用する国が世界的に増加傾向にある中、OECDによるデータローカライゼーション措置に関する作業を歓迎するとともに、この問題について議論を継続する重要性を強調する。

我々は、越境データ流通への信頼性を高め、それを促進するための重要なツールとして、「OECDの民間部門が保有する個人データへのガバメントアクセスに関する宣言」を歓迎する。我々は、デジタル貿易に参加する消費者や企業の信頼を高める措置を支援することにコミットする。これとは別に、我々は、政府による、機密情報を含む非個人データへの正当化できないアクセスが、越境データ流通の信頼性を損ない、実質的な障壁となることを認識する。

我々は、デジタル貿易制度が、より安価で、より迅速で、より安全な貿易を実現し、より多くの企業、特に中小零細企業による貿易を可能にすることに貢献することを改めて表明する。我々は、政府及び産業界に対し、引き続きデジタル貿易文書に対する認識を高め、信頼を醸成することを奨励する。

## 貿易及び環境／気候変動

我々は、貿易大臣として、貿易及び環境政策が、WTO及び多数国間の環境条約と統合的な形で、相互に補完的であるべきことを再確認する。我々は、貿易及び貿易政策が、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に対処するための重要な手段であり、持続可能な成長の推進力となり得ることを認識する。我々は、気候変動やその他の環境目標に合致することに寄与し得る物品、サービス及び技術の貿易の円滑化、並びに循環経済アプローチを促進することにコミットする。我々は、貿易と環境に関する委員会（CTE）、及び貿易と環境持続性に関する体系的議論（TESSD）を含め、WTOにおける、非関税障壁及び規制アプローチの特定を含む、このような円滑化及び促進の取組を支援する機会とアプローチを特定するための作業を歓迎する。我々は、これらの問題に関して、開発途上国及び後発開発途上国を含むG7を超えたパートナーとの関与を深める。

我々は、遅くとも2050年までにネット・ゼロ排出という共通目標に沿って脱炭素化及び排出削減を推進する政策を追求するとともに、貿易財を生産する際に生じた排出量を明らかにするよう市場に促すことにより、カーボンリーケージのリスクへの対処を支援する。気候政策に関する野心の相違が大きくなることにより、カーボンリーケージのリスクが増大する可能性があるが、我々は、このリスクに対処するため、関連する国際機関を含め、引き続き協力して取り組む。我々は、カーボンリーケージに対処することを目的とするものに限らず、貿易に影響を与える気候変動に関する目標を追求する手段が、透明性がありWTOに統合的であることが、とりわけ重要であると認識する。我々は、そのような手段が、各国が動員する多様な気候変動の緩和政策アプローチを適切に考慮し、世界的な排出削減に貢献すべきであることを認識する。我々はまた、そのような政策を実施する際に、国際的なパートナー、特に最も脆弱な開発途上国及び後発開発途上国の状況に対して妥当な配慮をしていく。我々は、透明性と予見可能性を提供し、このような措置の設計及び実施において、能力の制約に直面している中小零細企業を含む企業のニーズに注意を払う。この観点から、我々は、可能な限り、生産時の排出量を測定する方法の国際的な整合性を確保するために協力する。

## ビジネスと人権

我々は、「国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）」、「国際労働機関（ILO



○) 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言 (MNE宣言) 及び「OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」を想起し、企業活動及びグローバル・サプライチェーンにおける人権及び国際労働基準の尊重を促進することの重要性を再確認する。我々は、2022年9月のG7貿易大臣声明及び2021年10月の強制労働に関するG7貿易大臣声明を再確認し、グローバル・サプライチェーンにおけるあらゆる形態の強制労働及び児童労働を撤廃するための措置をとることに再びコミットし、そのために企業のデュー・ディリジェンスを支援する措置の妥当性を認識する。

我々はさらに、G7を超えてビジネスと人権に関するアウトリーチと関与を強化することのコミットメントを改めて表明する。この観点から、我々は、日本とILOが共催した、G7メンバー及び主に東南アジアを中心とするアジア諸国との最近の対話を歓迎する。この対話は、ビジネスと人権における関連する国際基準を実施するための多様なアプローチを認識する機会を提供するとともに、包摂的な成長と人権の尊重との間の相乗効果を活用することの重要性を示した。我々は、ビジネスと人権のアジェンダを推進するための協力を強化し、企業やその他のステークホルダーにとっての予見可能性及び確実性を更に高める意図を有している。

## 新興国及び開発途上国への関与の強化並びに貿易及び開発

我々は、貿易がもたらす利益及び貧困の削減において貿易が果たしてきた役割を認識し、貿易が持続可能な経済開発及び貧困の削減の強力な推進力となり得ることを確認する。我々は、WTOにおける開発のための貿易に関する提案の議論を認識する。

我々は、貿易を通じて、開発途上国及び後発開発途上国の包摂的かつ持続可能な経済開発及び貧困の削減に貢献するとの意思を確認する。この目的のため、我々は、公正かつ自由な世界貿易を更に支援し、貿易円滑化、貿易関連インフラへのアクセスの強化及び拡大、並びにニーズと事実に基づく具体的な議論を通じた開発途上国のための能力構築における我々の取組を、関連する国際機関と協力しつつ、強化する意思を表明する。我々はまた、サプライチェーンの多様化及び地域の価値の創出を促進し、全ての地域の労働者及びコミュニティに利益をもたらす形で、サプライチェーンにおける低・中所得国のより重要な役割を支援する。

多角的貿易体制における包摂性を強化するために、開発途上国、特に後発開発途上国が多角的貿易体制に参加できるようなインフラと能力を開発することが不可欠である。この

観点から、我々は、G7メンバーが実施してきたプロジェクトやイニシアティブの重要性を認識する。例えば、(i)貿易のための援助イニシアティブ、(ii)世界税関機構(WCO)、国際貿易センター(ITC)及びその他の国際機関を通じた能力構築、(iii)災害時における緊急支援物資の受け入れのための税関手続を迅速化するための税関職員の訓練、(iv)輸送やエネルギー網といった貿易に不可欠なインフラの改善、(v)STDF(規格及び通商開発機構)を通じた適切なSPS手続の確保、(vi)金融リテラシー及びデジタルリテラシーの向上によるビジネス機会の確保、(vii)技能訓練の提供である。さらに、我々は、適切に代表されていないグループが多角的貿易体制から利益を得られるよう、パートナーシップを強化及び促進することの重要性を認識する。例えば、中小零細企業、貿易及びジェンダーに関するWTO非公式作業部会は、国際貿易における代表性を向上させ、多角的貿易体制における包摂性を強化している。我々は、引き続きこれらのプロジェクトやイニシアティブを推進することを再確認する。

我々はまた、自然災害及びその他の緊急事態において国境を越えて人道物資を移動させることの課題、及び、貿易円滑化措置が人道物資の迅速、安全かつ効果的な提供を促進する上で果たす前向きな役割について認識を高めていく。我々は、WTO加盟国に対し、人道物資の移動を促進するためのベスト・プラクティスを推進するよう要請する。

推定3億4,500万人が深刻な食料不安を経験しており、また、世界は発展の根底を脅かす現代史上最大の食料及び栄養の危機に直面している。これには、多くの根本的要因があるが、ロシアによるウクライナに対する侵略戦争は、農業と食料の生産及び貿易を著しく妨害し、危機を更に増幅させている。

我々は、最適なルートを通じて農産物を輸出し続けるというウクライナの権利を支持する。我々は、不足のリスクを軽減し、価格変動を緩和することによって市場を安定させるために、ルールに基づき、開かれた、公正で、予見可能で、透明性があり、かつ無差別な食料及び農産物の国際貿易の重要性を改めて表明する。我々は、国連世界食糧計画(WFP)による食料購入の輸出禁止又は制限からの免除に関する2022年のWTOの閣僚決定及び食料不安への緊急対応に関するWTOの閣僚宣言を想起し、世界の食料安全保障に影響を与える措置に取り組むため、MC13においてより具体的な行動を追求する。

## 結語

我々は、食品輸入規制が科学に基づき、WTO及びその他の国際ルールに従ってのみ適

用されることの重要性を改めて表明し、確認する。この観点から、G7メンバーは、新たに導入された日本の食品への輸入規制を含め、不必要に貿易を制限するいかなる措置も直ちに撤廃されることを強く求める。

我々は、国際貿易が直面する課題に関し、緊密な協力と協調を継続することにコミットし、本年及びこれまでの議長国による進展に立脚して、2024年の議長国イタリアの下で更なる議論を行うことを期待する。この会合を主催した大阪・堺に感謝するとともに、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の成功を願う。

（了）